

(仮称) 那珂川市子どもの権利条例 素案

前文

子どもは、無限の可能性に満ちた、かけがえのない存在です。

子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約において、生まれながらにして成長・発達する権利が保障されています。充実した生活を送り成長・発達していくことで、自分の価値や力に気づき、自信を持ち、そして主体的に生きていくことができるようになります。

子どもは、家庭・育ち学ぶ施設・地域のあらゆる場面において、大人との関係性の中で生きています。

大人は、子どもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として認め、子どもと、その子の発達段階に応じたコミュニケーションを図る中で子どもにとって最もよいことを発見し、それを実現することが求められています。子どもを無視することなく、対等の立場で話を聴き、それに誠実に答えることの積み重ねによって、子ども自身が「自分は大切にされているのだ」という実感をもつことが大切です。

私たちは、大人が子どもの権利を保障することで、子どもたちが平和と四季折々な那珂川の大地のなかで、心身ともに健やかに成長・発達することができる子どもにやさしいまちづくりを未来に向かって歩み続けていくことを約束し、この条例を制定します。

子どもが健やかに成長・発達するためには、子ども自身が、自分は大切にされていることを実感できるようにすることがとても重要です。そのために、大人に求められていること、そして市民の決意を宣言する内容としています。

- 1 段落目：子どもの存在
- 2 段落目：望まれる子ども像
- 3 段落目：子どもと大人との関係性
- 4 段落目：大人に求められること
- 5 段落目：市民の決意

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、社会全体が子どもの権利を保障し、子どもの育ちを支え合う仕組みを定めることにより、子どもが充実した生活を送り、心身ともに健やかに成長・発達することができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めによります。

- (1) 子ども 市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤する18歳未満の者、その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親、その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、その他子どもが利用する施設をいいます。
- (4) 市民 市に居住、在勤、在学する者及び市を拠点としてさまざまな活動をしている者をいいます。
- (5) 事業者 事業活動を行うすべての者または団体をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次の各号に掲げる理念を基本として進められなければなりません。

- (1) 子どもを権利の主体として尊重すること
- (2) 子どもにとって最もよいことを第一に考えること
- (3) 子どもの成長・発達に配慮した支援を行うこと

第2章 子どもにとって大切な権利

(自分の権利と他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求められます。

- 2 子どもは、自分の権利を特に大切にすることができます。
- 3 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他者の権利を尊重するように努めなければなりません。

（安心して生きる権利）

第5条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 命が守られ、平和と安全な環境のもとに暮らすこと
- (2) 愛情をもって大切に育てられること
- (3) 健康的な生活ができ、適切な医療を受けられること
- (4) いかなる差別及び不当な不利益を受けないこと
- (5) 困っていること、または、不安に思っていることを相談すること
- (6) いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力から心及び体が守られること
- (7) プライバシー及び名誉が守られること

（自分らしく生きる権利）

第6条 子どもは、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の価値を認められ、尊重されること
- (2) 個性を伸ばすことについて支援が受けられること
- (3) 保護者と一緒に、食事または会話などの楽しい時間を過ごすこと
- (4) 自分の気持ちまたは考えを聴いてもらうこと
- (5) 安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと

（豊かに育つ権利）

第7条 子どもは、豊かに育つために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 遊ぶこと
- (2) 人権、平和及び自然環境を守ることなどを学ぶこと
- (3) 自ら学びたい内容を学ぶ機会が得られること
- (4) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと
- (5) 自然に親しむこと

（参加する権利）

第8条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設及び地域に主体的に参加するために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の気持ちまたは考えを表明すること
- (2) 表明した自分の気持ちまたは考えが尊重されること
- (3) 成長・発達に応じて活動の機会が用意されること
- (4) 成長・発達に応じて意思決定に参加すること
- (5) 必要な情報を大人または社会に求め、集めること
- (6) 仲間をつくり、集まること

第3章 子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第9条 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負います。

- 2 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの成長・発達に応じた援助または指導をしなければなりません。
- 3 保護者は、子どもと親しむ時間を確保するように努めなければなりません。
- 4 保護者は、子どもの気持ちまたは考えを受け止め、それに答えていくとともに、子どもと十分に話し合わなければなりません。
- 5 保護者は、子どもに虐待、体罰などの暴力をしてはなりません。
- 6 保護者は、たばこ及び酒類の害から子どもを保護しなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第10条 育ち学ぶ施設は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの成長・発達に応じた援助または指導をしなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設は、子どもの気持ちまたは考えを受け止め、相談に応じ、対話などをしなければなりません。
- 3 育ち学ぶ施設は、子どもに虐待、体罰などの暴力をしてはなりません。
- 4 育ち学ぶ施設は、いじめ、虐待、体罰などの暴力を許してはなりません。

(地域における権利の保障)

第11条 市民及び事業者は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければなりません。

- 2 市民及び事業者は、子どもを地域社会の一員として認め、その気持ちまたは考えを受け止め、対話などをするとともに、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。
- 3 市民及び事業者は、子どもに虐待及び体罰をしてはなりません。
- 4 市民及び事業者は、いじめ、虐待及び体罰を許してはなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第12条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせなければなりません。

- 2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いに尊重し合うことができるよう支援しなければなりません。
- 3 市は、市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう支援しなければなりません。

(意見表明・参加の機会の保障)

第 13 条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちまたは考えを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めなければなりません。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの気持ちまたは考えを尊重するとともに、子どもの主体的な活動を奨励し、支援するよう努めなければなりません。

(虐待等に対する取組)

第 14 条 市は、子どもに対する虐待等の予防と早期発見に取り組まなければなりません。

2 子どもは、自らが虐待を受けたとき、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、市または関係行政機関に相談することができます。

3 育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもに気を配るとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市または関係行政機関に通報しなければなりません。

4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係行政機関と協力して、必要な支援をしなければなりません。

(有害・危険な環境からの保護)

第 15 条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが次に掲げるものに接することがないように取り組まなければなりません。

(1) 環境たばこ煙、環境汚染物質などの健康に有害なもの

(2) 喫煙、飲酒及び薬物の濫用

(3) 売買春、児童ポルノなどの性的搾取または性的虐待

(4) 過激な暴力、性などの有害な情報

(5) 犯罪の被害及び加害

(6) 公共施設、交通機関などにおける危険な環境

(子どもの居場所・遊び場づくり)

第 16 条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、地域において、子どもが様々な世代の人々とふれあうことのできる場または機会の提供に努めなければなりません。

3 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが多様で豊かな体験をすることができる場または機会の提供に努めなければなりません。

4 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、子どもが自然に親しむことのできる場または機会の提供に努めなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第17条 市は、保護者が安心して子育てができ、その役割と責任を果たせるように支援しなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設及び事業者は、子育てをしている家庭の一人ひとりの保護者に寄り添い、安心して子育てをすることができるように支援に努めなければなりません。

(特別な支援が必要な子ども・家庭への支援)

第18条 市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、外国籍の子ども、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的に貧困な家庭の子ども、不登校の子ども、虐待を受けた子ども、心理的外傷を受けた子ども、非行を犯した子どもなど、特別な支援が必要と考えられる子どもとその家庭に気を配り、適切な支援をしなければなりません。

(相談体制)

第19条 市は、子どもまたはその関係者が子どもの権利の侵害について相談することができるよう体制の充実を図らなければなりません。

2 市は、相談内容または子どもが置かれている状況に応じ、子どもの権利の救済が必要なときは、育ち学ぶ施設及び関係行政機関と相互に連携して、子どもの救済または心身の回復を図るために必要な支援を行わなければなりません。

(相互の連携・協力)

第20条 市、保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、相互に連携・協力して、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

第5章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを計画的に進めるため、推進計画を定めなければなりません。

2 市は、推進計画を策定するときは、子どもを含めた市民及び那珂川市〇〇〇審議会の意見を聴かなければなりません。

3 市は、推進計画を策定したときは、速やかにその内容を公表しなければなりません。

(施策の検証)

第22条 市は、前条の推進計画の実施状況を検証するため、子どもを含めた市民及び那珂川市〇〇〇審議会の意見を聴き、それらの意見を推進計画に反映するようにしなければなりません。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。